

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により大規模小売店舗の新設の届出事項変更の届出があったので、同条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 届出事項の概要

#### (1) 届出者名

株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三

#### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイヤモンドシティ仙台名取店  
名取市増田字関下458 外

#### (3) 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）2,670台

（変更後）3,887台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）8か所

（変更後）10か所

#### (4) 変更しようとする理由

新設をする日である平成19年2月24日は仙台空港アクセス鉄道の開業前であることから、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針において示された必要駐車台数の算出式中の自動車分担率について70%を適用し、必要駐車台数を確保するため。

### 2 届出年月日

平成18年12月15日

### 3 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

### 4 縦覧期間

平成18年12月22日から平成19年4月23日まで（ただし、閉庁日を除く。）